9 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

9.1 自然との触れ合い活動の場

9.1.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及び選択理由は、表9.1-1に示すとおりである。

表 9.1-1　調査事項及び選択理由

調査事項	選択理由
①自然との触れ合い活動の場等の状況 ②地形等の状況 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い自然との触れ合い活動の場の状況、機能及び利用経路の変化が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア．既存資料調査

調査は、既存資料を用い、計画地及びその周辺の公園等の施設の名称、位置、目的、施設別の活動内容、周辺駅からの利用経路等を整理した。

イ．現地調査

現地調査により、計画地内の施設における自然との触れ合い活動の状況を確認した。

調査期間は、表9.1-2に示すとおりである。

表 9.1-2　調査期間

調査項目	調査時期	調査日	調査時間帯
人と自然との触れ合いの活動の場調査	秋季	平日：平成 26 年 11 月 4 日(火) 休日：平成 26 年 11 月 3 日(月祝)	6：30～17：00
	春季	休日：平成 27 年 5 月 28 日(木) 平日：平成 27 年 5 月 31 日(日)	6：30～17：00
	夏季	平日：平成 27 年 8 月 3 日(月) 休日：平成 27 年 8 月 1 日(土)	6：30～17：00
	冬季	平日：平成 28 年 1 月 16 日(金) 休日：平成 28 年 1 月 17 日(土)	6：30～17：00

2) 地形等の状況

調査は、「地形図」(国土地理院)、「土地条件図」(国土地理院)等の既存資料の整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用　平成 28 年東京都区部」（平成 29 年度　東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、東京都海上公園条例（昭和 50 年条例第 107 号）の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「港区まちづくりマスタープラン」（平成 29 年３月　港区）等の既存資料の整理によった。

(4) 調査結果

1) 自然との触れ合い活動の場等の状況

ア．自然との触れ合い活動の場の状況

自然との触れ合い活動の場等の名称及び位置は、表 9.1-3、図 9.1-1 に、状況は写真 9.1-1 に示すとおりである。

計画地が位置するお台場海浜公園には、広場、おだいばビーチ、海上バス乗り場、マリンハウス、モヤイ像、ベンチ、トイレ等が整備され、水辺空間といった自然と触れ合うことのできる憩いの場となっている。平日、休日を問わず、ビーチや広場の利用、散策、休息、ジョギング等、多目的に利用されている。また、季節に応じて、釣りや磯遊び、潮干狩りなどに活用される。休息、散歩、釣り等の利用者数は、平日よりも休日に多数確認された。

計画地周辺には、北側に台場公園、東側にお台場レインボー公園、南側にシンボルプロムナード公園、西側に潮風公園が存在する。また、これらの公園を繋ぐようにしてウォーキングコースやランニングコースが存在し、散策やジョギング等の利用がある。

表 9.1-3　自然との触れ合い活動の場の名称及び位置

区 分	番号	名称	位置	目的等
遊歩道等	①	お台場しおかぜコース	お台場海浜公園駅－お台場レインボー公園－台場公園－お台場海浜公園－潮風公園（約 2.7 ㎞）	お台場海浜公園周辺の公園（お台場レインボー公園、台場公園、潮風公園）を巡るウォーキングコースであり、散策やジョギング等で利用される。
	②	お台場ランニングコース	潮風公園－お台場海浜公園－台場公園（約 4.0 ㎞）	誰もが気軽に参加できるランニングコース。信号がなく、比較的平坦で、走りやすいコースで海や緑に囲まれた公園を気持ちよく走ることができる。マラソン大会も適宜開催されている。
	③	シンボルプロムナード公園ランニングコース	シンボルプロムナード公園－お台場海浜公園－シンボルプロムナード公園（約 5.0 ㎞）	
公園	④	お台場海浜公園	港区台場一丁目４番地（510,809.79 ㎡（うち水域 435,395.00 ㎡））	昭和 50 年に開園した公園であり、レインボーブリッジやウォーターフロントの臨海副都心に囲まれた大都会のオアシスとして、ビーチや広場の利用、散策、休息、ジョギング等、多目的に利用されている。また、季節に応じて、釣りや磯遊び、潮干狩りなどに活用される。
	⑤	潮風公園	東京都品川区東八潮 1・2 番（154,939.86 ㎡）	昭和 49 年に開園した、広場、遊歩道、レストハウス等の施設が整備された臨海副都心内では最大の公園である。お台場海浜公園やシンボルプロムナード公園と隣接する。レインボーブリッジを背景とした東京湾の美しい景色や大井コンテナふ頭を眺めることができる。
	⑥	台場公園	東京都港区台場一丁目 10 番１号（29,963.40 ㎡）	昭和３年に開園した、国指定史跡に指定されている品川台場に整備された公園である。第３台場（砲台）の一部だった高い石垣や玉薬置所、火薬庫、兵舎の礎石などを見ることができる。水辺の景色やレインボーブリッジを眺めるビューポイントであり、春には美しい桜を楽しむことができる。
	⑦	お台場レインボー公園	港区台場一丁目３番１号（11,000 ㎡）	平成８年に開園した、芝生広場、散策路、休憩スペース、バスケットゴールや公園遊具が整備された公園であり、遊戯、スポーツ、散策や休息等の利用が多く見られる。
	⑧	シンボルプロムナード公園	東京都港区台場一・二丁目、東京都江東区青海一･二丁目、東京都江東区有明二･三丁目（264,205.28 ㎡）	平成８年に開園した臨海副都心（青海、有明、台場）の様々な施設を繋ぐ遊歩道（プロムナード）の公園で、ウエスト、センター、イーストの３エリアのプロムナードから成り立つ。このうち、ウエストプロムナードがお台場海浜公園に繋がる。 チューリップ等の花々が植栽され、イベントが随時開催される賑やかな場所であり、夕暮れにはライトアップが行われる等ロマンチックな雰囲気も楽しむことができることから、散策、ジョギング、休息等の利用が多く見られる。

注）下記出典をもとに作成。ただし、お台場海浜公園の目的等には現地調査による確認結果も含む。

出典：「トーキョーウォーキングマップ」（令和元年６月６日参照　東京都福祉保健局ホームページ）
www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/walkmap/map/detail/08.html
：「ミナトシティビュー鳥瞰図＆すこやかマップ」（令和元年６月６日参照　みなと保健所健康推進課ホームページ）
https://www.city.minato.tokyo.jp/kenkouzukuri/documents/mapwalkingomotemen.pdf
：「海上公園なび」（令和元年６月６日参照　東京港埠頭株式会社ホームページ）
http://www.tptc.co.jp/park
：「東京の観光公式サイト GO TOKYO」（令和元年６月６日参照　公益財団法人 東京観光財団ホームページ）
https://www.gotokyo.org/jp/index.html
：「公園・児童遊園」（令和元年６月６日参照　港区公式ホームページ）
https://www.city.minato.tokyo.jp/shisetsu/koen/konan/14.html

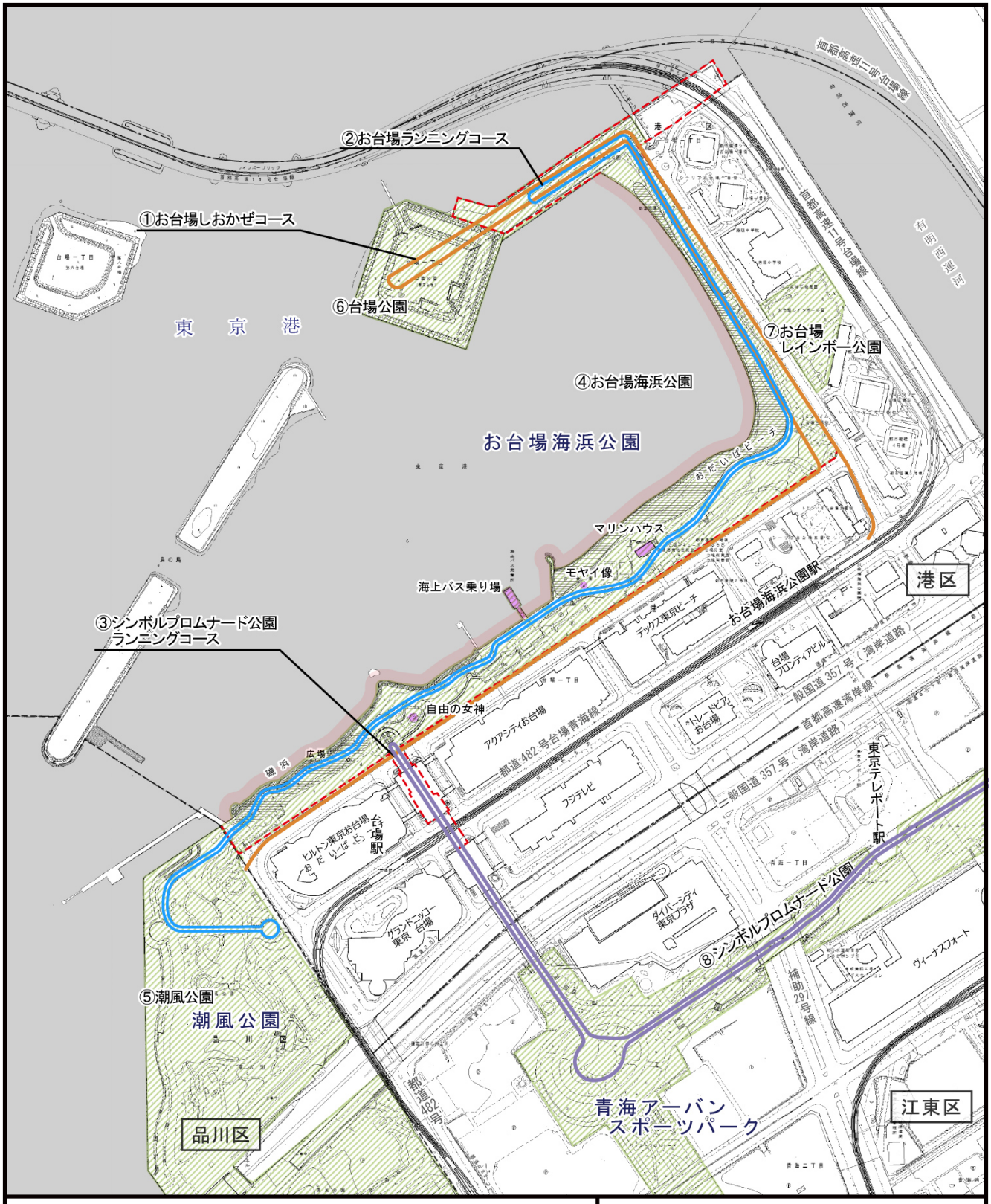
②お台場ランニングコース
①お台場しおかぜコース
⑥台場公園
東　京　港
⑦お台場
レインボー公園
④お台場海浜公園
お台場海浜公園
マリンハウス
モヤイ像
海上バス乗り場
③シンボルプロムナード公園
ランニングコース
自由の女神
お台場海浜公園駅
港区
台場駅
⑤潮風公園
潮風公園
品川区
青海アーバン
スポーツパーク
江東区
⑧シンボルプロムナード公園
東京テレポート駅
首都高速湾岸線
一般国道357号（湾岸道路）
都道482号台場青海線
補助297号線
都道482号
凡　例
計画地
区界
公園等
広場利用
施設利用
お台場しおかぜコース
お台場ランニングコース
シンボルプロムナード公園
ランニングコース
Scale 1:8,000
0　80　160　320m

図 9.1-1　施設の状況

広場

おだいばビーチ

海上バス乗り場

マリンハウス

モヤイ像

自由の女神

写真 9.1-1　お台場海浜公園内の自然との触れ合い活動の場の状況

イ．自然との触れ合い活動の場が持つ機能

計画地の位置するお台場海浜公園には、水辺空間といった自然と触れ合うことのできる広場、おだいばビーチ、海上バス乗り場、マリンハウス、モヤイ像、ベンチ、トイレ等が整備されている。

計画地周辺には、北側に台場公園、東側にお台場レインボー公園、南側にシンボルプロムナード公園、西側に潮風公園が存在し、各施設内には遊戯や散策、休憩等ができる広場、ベンチ、トイレ等が整備されている。また、これらの公園を繋ぐように散策やジョギング等ができるウォーキングコースやランニングコースが整備されている。

表 9.1-4　自然との触れ合い活動の場が持つ機能

区 分	番号	名称	場が持つ機能等
遊歩道等	①	お台場しおかぜコース	お台場レインボー公園、台場公園、お台場海浜公園、潮風公園を結ぶ約2.7 kmに設置されたウォーキングコース。水辺空間の水や緑、レインボーブリッジ等の東京湾の景色を眺めながら散策やジョギング等ができるコースが整備されている。
	②	お台場ランニングコース	海や緑に囲まれた潮風公園、お台場海浜公園、台場公園を繋ぐ約 4.0 km のランニングコース。散策やジョギング等が気軽にできるよう、コース上には距離標示（1km 毎）が設置され、水飲み場や自動販売機、トイレがコース沿いに、シャワーやロッカーなどを完備したランナーのための施設が整備されている。
	③	シンボルプロムナード公園ランニングコース	水辺や緑に囲まれたシンボルプロムナード公園内に整備された約 5.0 km のランニングコース。散策やジョギング等が気軽にできるよう、コース上には距離標示（1km 毎）が設置され、水飲み場や自動販売機、トイレがコース沿いに、シャワーやロッカーなどを完備したランナーのための施設が整備されている。
公園	④	お台場海浜公園	お台場海浜公園内には、散策、休息、ジョギング等、多目的に利用が可能なビーチや広場、ベンチ、トイレ、像等が整備されている。また、釣りや磯遊び、潮干狩りなどの季節に応じた利用もできる広場やビーチ、マリンハウス等の施設が整備されている。
	⑤	潮風公園	潮風公園内には、遊戯、散策、休息等ができる広場、遊歩道、レストハウス等の施設が整備されている。レインボーブリッジを背景とした東京湾の美しい景色や大井コンテナふ頭を眺めて休息等ができるベンチ等が整備されている。
	⑥	台場公園	お台場海浜公園に隣接し、公園内には国指定史跡である品川台場（第３台場）の一部だった高い石垣や玉薬置所、火薬庫、兵舎の礎石などを見ることができる。水辺の景色やレインボーブリッジ、春には美しい桜を楽しむ散策や休息等ができる広場等が整備されている。
	⑦	お台場レインボー公園	遊戯、スポーツ、散策や休息等の利用ができる、芝生広場、散策路、休憩スペース、バスケットゴールや公園遊具が整備されている。平成 17 年に環境学習のための発電風車が設置され、シンボルとなっている。
	⑧	シンボルプロムナード公園	臨海副都心（青海、有明、台場）の様々な施設を繋ぎ散策やジョギング、休息等ができる遊歩道、チューリップ等の花々の植栽、ベンチ等が整備されている。

注）下記出典をもとに作成。ただし、お台場海浜公園の場が持つ機能等は現地調査による確認結果も含む。

出典：「トーキョーウォーキングマップ」（令和元年６月６日参照　東京都福祉保健局ホームページ）
www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/walkmap/map/detail/08.html
：「ミナトシティビュー鳥瞰図&すこやかマップ」（令和元年６月６日参照　みなと保健所健康推進課ホームページ）
https://www.city.minato.tokyo.jp/kenkouzukuri/documents/mapwalkingomotemen.pdf
：「海上公園なび」（令和元年６月６日参照　東京港埠頭株式会社ホームページ）
http://www.tptc.co.jp/park
：「東京の観光公式サイトGO TOKYO」（令和元年６月６日参照　公益財団法人 東京観光財団ホームページ）
https://www.gotokyo.org/jp/index.html
：「公園・児童遊園」（令和元年６月６日参照　港区公式ホームページ）
https://www.city.minato.tokyo.jp/shisetsu/koen/konan/14.html

ウ．自然との触れ合い活動の場までの利用経路

計画地周辺の鉄道駅から計画地及び施設周辺における歩行者の利用経路は、図 9.1-2 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、台場駅及びお台場海浜公園駅（東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ））、東京テレポート駅（東京臨海高速鉄道（りんかい線））があり、鉄道路線の各駅からのアクセス経路と所要時間は、表 9.1-5 に示すとおりである。

表 9.1-5　自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況

区 分	番号	名称	駅名	距離	標準所要時間
遊歩道等	①	お台場しおかぜコース	台場駅	約 230m	約 2 分
			お台場海浜公園駅	約 120m	約 1 分
	②	お台場ランニングコース	台場駅	約 240m	約 3 分
			お台場海浜公園駅	約 300m	約 3 分
	③	シンボルプロムナード公園ランニングコース	東京テレポート駅	約 140m	約 2 分
公園	④	お台場海浜公園（広場・ビーチ）	台場駅	約 1,080m	約 12 分
			お台場海浜公園駅	約 330m	約 4 分
			東京テレポート駅	約 640m	約 7 分
	⑤	潮風公園	台場駅	約 400m	約 5 分
	⑥	台場公園	お台場海浜公園駅	約 1,080m	約 12 分
	⑦	お台場レインボー公園	お台場海浜公園駅	約 500m	約 6 分
			東京テレポート駅	約 800m	約 9 分
	⑧	シンボルプロムナード公園	お台場海浜公園駅	約 550m	約 6 分
			東京テレポート駅	約 140m	約 2 分

注）駅名は、以下の出典に基づいて選定した。

出典：「トーキョーウォーキングマップ」（令和元年６月６日参照　東京都福祉保健局ホームページ）
www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/walkmap/map/detail/08.html
：「ミナトシティビュー鳥瞰図＆すこやかマップ ウォーキング」（みなと保健所健康推進課ホームページ）
https://www.city.minato.tokyo.jp/kenkouzukuri/documents/mapwalkingomotemen.pdf
：「海上公園なび」（東京港埠頭株式会社ホームページ）
http://www.tptc.co.jp/park
：「東京の観光公式サイト GO TOKYO」（公益財団法人 東京観光財団ホームページ）
https://www.gotokyo.org/jp/index.html
：「公園・児童遊園」（港区公式ホームページ）
https://www.city.minato.tokyo.jp/shisetsu/koen/konan/14.html

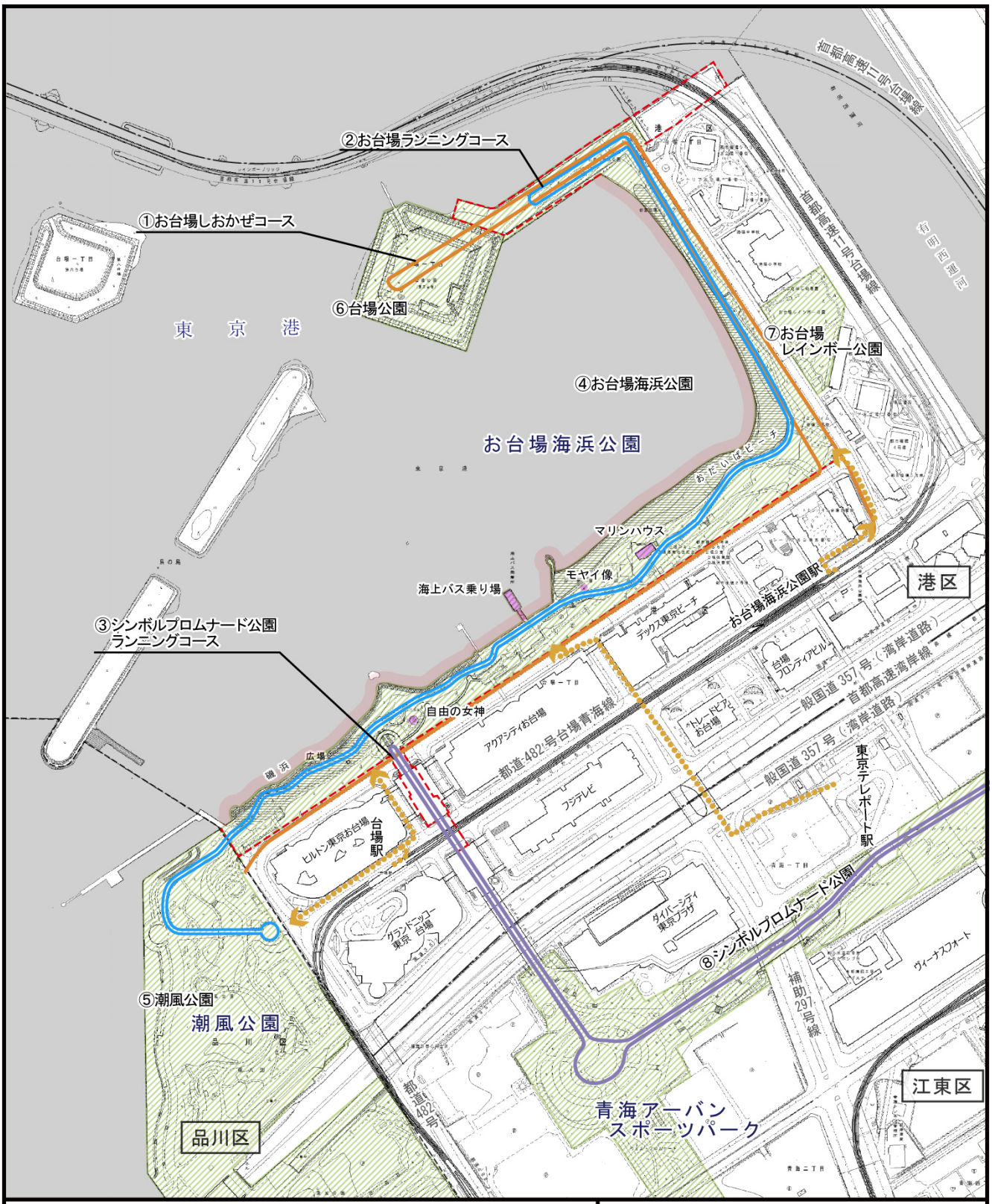

図 9.1-2　自然との触れ合い活動の場

2) 地形等の状況

計画地及びその周辺の地形の状況は、図 9.1-3 に示すとおりである。

計画地は、「東京港改訂港湾計画」（昭和 36 年～45 年）に基づき昭和 49 年に埠頭用地及び商業用地を整備することを目的として 13 号地として埋め立てられた人工地盤の地域である。計画地及びその周辺の標高は、おおむね T.P.0.7～5.0m であるが、品川台場は 9.5m である。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、図 9.1-4 に示すとおりである。計画地の土地利用は「公園・運動場等」となっている。計画地周辺の土地利用は、「専用商業施設」、「宿泊・遊興施設」、「事務所建築物」、「集合住宅」等となっている。

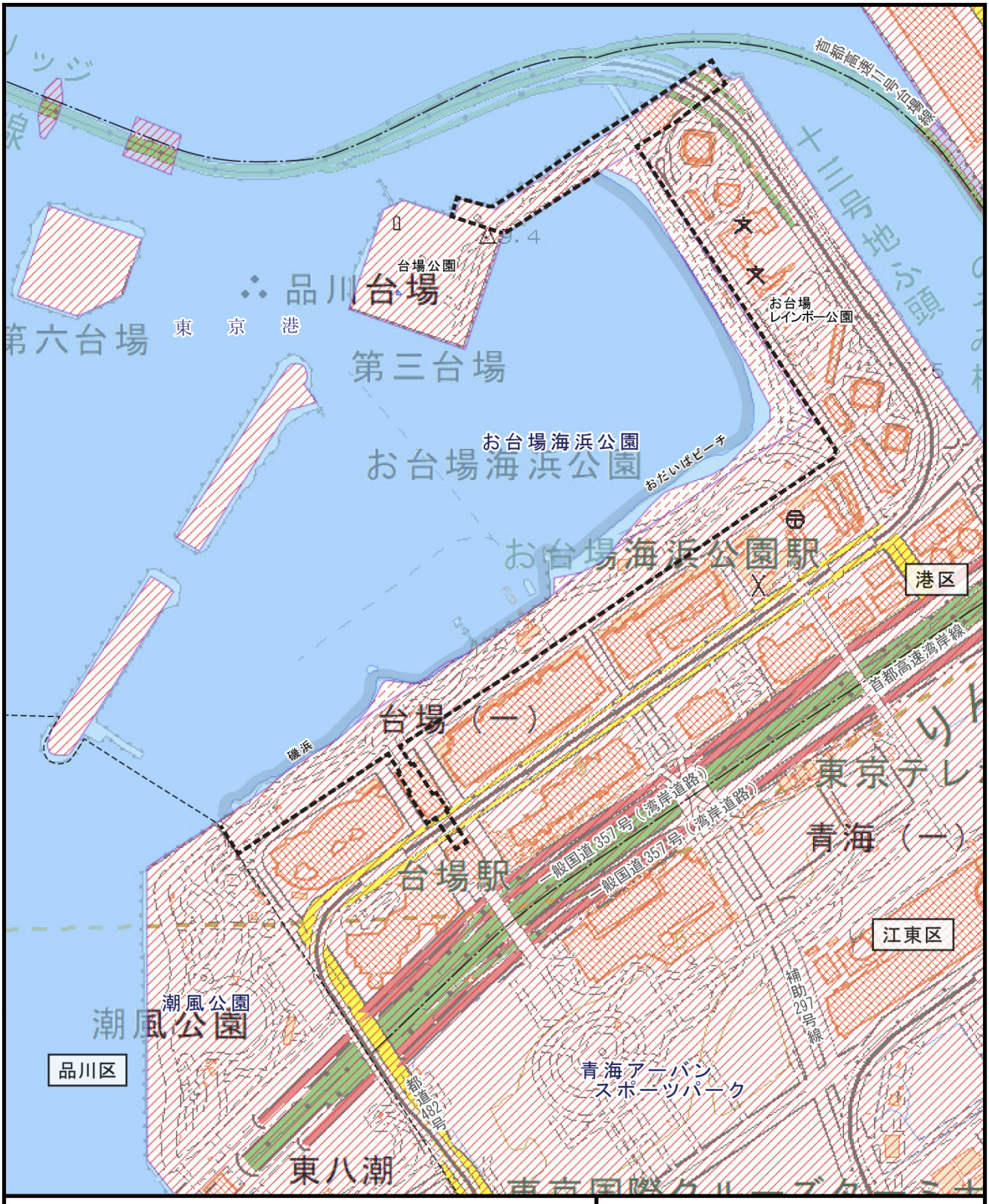

図 9.1-3　計画地周辺の地形分類図

出典：「土地条件図」（令和元年 6 月　国土地理院）

図 9.1-4
計画地周辺の土地利用状況

出典：「東京都土地利用現況図（建物用途別）（区部）（平成 28 年度現在）」（平成 29 年度　東京都都市整備局）

4) 法令等による基準等

自然との触れ合い活動の場に関する法令等による基準等は、表 9.1-6 に示すとおりである。

表 9.1-6 自然との触れ合い活動の場に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 （昭和 48 年法律第 72 号）	（目的） 第一条　この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 （国及び地方公共団体の任務等） 第二条　国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 （緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画） 第四条　市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。
都市計画法 （昭和 43 年法律第 100 号）	（目的） 第一条　この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 （国、地方公共団体及び住民の責務） 第三条　国及び地方公共団体は、都市の整備、開発その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない。
東京都海上公園条例 （昭和 50 年条例第 107 号）	（目的） 第一条　この条例は、海上公園の設置及び管理運営に関し必要な事項を定め、海上公園の整備の促進及び利用の適正化を図るとともに、自然環境の保全及び回復を図り、もつて都民の福祉の増進と緑豊かな都市づくりに寄与することを目的とする。 （海上公園の種類） 第三条　海上公園の種類は、海浜公園、ふ頭公園及び緑道公園とする。 2　海浜公園は、主として、水域における自然環境の保全及び回復を図るとともに、水に親しむ場所として都民の利用に供することを目的とする公園とする。 （海上公園事業及び海上公園計画） 第五条　知事は、第一条の目的を達成するため、次の事業（以下「海上公園事業」という。）を行う。 一　海上公園の整備に関すること。 二　海上公園の利用公開に関すること。 三　海上公園における都民のレクリエーション活動の援助に関すること。 四　前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業

5) 東京都等の計画等の状況

自然との触れ合い活動の場に関する東京都等の計画等は、表 9.1-7(1)及び(2)に示すとおりである。

表 9.1-7(1) 自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
港区まちづくりマスタープラン （平成 29 年３月）	（目的） 「人にやさしい良質な都市空間・居住環境を皆で維持し、想像し、運営していく」というまちづくりの基本理念のもとに、まちの将来像や目指すべき方向性、地域特性に応じたまちづくりの方針や取組の考え方を示す。 （芝浦港南地区の目標） 地区の将来都市構造は、全域が「広域交流活性化ゾーン」であり、中心的な緑の拠点として、台場公園及びお台場海浜公園が指定されている。 水辺空間を活かした魅力的なまちづくり：運河や海などの水質改善や生物多様性への配慮、水辺のにぎわい創出など、水辺空間をいかした活気ある魅力的な市街地の形成と観光地としての魅力の向上を図る。 （方針４　緑・水） 都市の基盤となる緑と水のネットワークの形成 ・運河沿いや海辺では、水質改善や生き物の生息に配慮した護岸整備を推進するとともに、開発事業等の機会を捉えて、親水性の向上や水辺空間の連続化を図り、水ノネットワークを形成する。 ・開発事業等により植栽された樹木は年月を追うごとに大きく成長し、地域の憩いの場としての役割を高めていることから、こうした環境を維持し続けるため、保護樹木制度な度の活用を検討する。 ・人口増加に対応するとともに、緑被率を向上させるため、多様な公園やオープンスペースの整備及び道路と民有地が一体となった緑陰空間の創出を推進する。 ・緑の豊かさが感じられる街並みを形成していくため、街路樹の育成、緑のカーテンの設置、壁面緑化など、目に映る緑を増やす。 生物多様性に資する自然回復の場づくり ・生物多様性に資する供給地である台場や鳥の島の周辺では、多様な生物が生息・生育する緑や水辺を保全する。 緑と水の魅力をいかしたにぎわいの場の創出 ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、東京都や国、地域の大学をはじめとした関係団体と連携し、「泳げる海お台場」を目指して水辺の環境整備を推進する。 ・水辺に沿った緑と水のネットワークを形成し、水辺に親しめる空間を充実させるため、運河沿いの遊歩道の連続化や水辺へのアクセス性の向上を図る。あわせて船着き場やカフェの整備、にぎわい創出のためのイベントの開催など、水辺空間の多様な活用を推進する。 ・海辺と運河のあるウォーターフロントの立地をいかし、親水性のある水辺空間や自然との触れ合いの場を創出する。 ・公園等での協働による活動の室を高めるため、アドプト・プログラムの仕組みの充実を図る。
港区緑と水の総合計画 （平成 23 年３月）	（目的） 緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を定める、区の緑とオープンスペースに関する 2011 年度から 2020 年度までの 10 年間を計画期間とした総合的な計画。 （緑と水の配置方針） ・環境保全、防災、景観形成、レクリエーションに重要な役割を果たしている公園・緑地、民有地の緑を「緑の拠点」、水辺とふれあえる公園を「水の拠点」に位置付け、保全する（24 箇所）。 ・生きものの移動経路の確保など、緑や水がつながることによってもたらされる機能を高めていくため、斜面 緑地が残る地形や道路に沿って連なる緑を「緑の軸」、古川や運河の水辺を「水の軸」に位置づけ、緑と水の ネットワークを創出する。 ・拠点や軸を取り巻く公共施設や民有地が協力して、小規模な緑、水の空間を保全、創出していくことで緑と 水のつながりを一層強化し、緑や水が有する機能の維持、向上を図る。 （芝浦港南地区の緑と水のまちづくり） 運河と海辺と水を生かした環境にやさしい魅力的なまちをつくる 重点的な取組み：区平均に近づけることをめざした緑被率の向上

表 9.1-7(2)　自然との触れ合い活動の場に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
臨海副都心まちづくりガイドライン－2016 改定－ （平成 28 年７月）	（目的） 「臨海副都心まちづくり推進計画」で示す計画内容に適合した優良な開発を誘導し、良好な都市景観、都市環境の形成とその永続的な担保を図る。 （お台場海浜公園に係るまちづくりの基本方針） 土地利用方針 ・お台場海浜公園の優れた自然環境を生かした、ウォーターフロントに面する住宅市街地を形成する。また、海岸に面して生活利便施設等の配置を行う。 ・住宅街区のほか、ウォーターフロントの魅力を生かした広域商業機能や居住機能及びリゾート型の宿泊機能を配置し、お台場海浜公園と一体的なうるおいのある複合市街地を形成する。 都市空間の構成 ・お台場海浜公園沿いに、ウォーターフロントの魅力をいかした飲食店や専門店など、個性的な広域型の商業施設を複合的に集積するとともに、臨海高速鉄道駅の近接性をいかした業務施設を配置し、シーサイド商業・業務複合ゾーンを形成する。 ・お台場海浜公園東側に超高層から中層までの住棟を組み合わせ、水辺の景観をいかした眺望豊かな居住ゾーンを形成する。 ・歴史的資源を活用したオープンスペースの保全や公園の園路等の整備により、だれもが水際に近づける歩行者空間を確保する。また、海への眺望をいかした「シーサイドプロムナード」を誘導し、ウォーターフロントの特性を活用した歩行者ネットワークを形成する。 都市景観・環境整備方針 ・シンボルプロムナードを軸として、水際線を含めた公園・緑地の整備を進めるとともに、敷地内のオープンスペースの確保及びその緑化などにより、副都心全体の水と緑のネットワークを形成する。 ・開発による環境への負荷を最小限とするため、省エネルギー、資源の循環利用、自然エネルギーの利用、都市緑化等を推進し、自然と共生する環境保全型都市づくりを進める。 ・建物や道路などにおいてバリアフリー化を進め、安心して住める都市環境を形成。 ・ゆとりある土地利用を図ることで、災害時に対応できるオープンスペースを確保し、建築物等の安全対策を講じるなど、安全なまちづくりを進める。
海上公園ビジョン （平成 29 年５月）	（目的） 生物多様性保全など自然環境面での取組を強化するとともに、地域や民間との連携により新たな賑わいを創出し、臨海地域のブランド力、東京の都市力の向上を図る。 （海上公園基本的な考え方） ・環境配慮や防災力の向上などの社会的要請に応えて、公園機能の一層強化に取組む ・東京 2020 大会のレガシーを生かすとともに、周辺地域との連携を図り、民間活力を生かして賑わいの創出に取組む （取組の方向性と具体策） 東京の都市機能向上への寄付 ・魅力的な水と緑のネットワークを創出する ・生物多様性保全を推進する ・環境負荷低減を進める ・安全・安心な公園づくりを進める 地域ニーズへの対応と賑わいの創出 ・民間の活力を生かし賑わいを創出する ・都民協働による公園づくり ・多様なニーズに対応した利用しやすい公園づくり ・歴史や文化を体感できる場を形成する 東京 2020 大会の成功とレガシー活用 ・選手村・競技会場と一体的な整備を図る ・レガシーを生かして更なる発展につなげる （観光・MICE エリアの目標・方向性） 目　標：東京タワーやレインボーブリッジなどの東京を代表するランドマークが作り出す景観、商業施設等の建物やイベント、歴史的・文化的な資源などと水辺・緑地を組み合わせ、魅力的な空間を形成する。 海沿いの園路、広場、遊歩道などを活用し、国内外から訪れた多くの人々による賑わいを創出する。 方向性：イベントの開催・誘致を進めるほか、民間事業者等と連携を図りながら水上交通の活性化や新たな海辺のレクリエーションの場づくりに取り組み、エリアの魅力を更に高めていく。また、多言語対応やバリアフリー化、防災情報の掲示、無料Ｗｉ－Ｆｉの拡充等を進め、誰もが快適・安全に水辺の公園や周辺施設を楽しむことができる環境整備を進めていく。

9.1.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は以下に示すとおりとした。

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度
2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度
3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、自然との触れ合い活動の場の位置、区域及び分布状況並びに活動内容と東京 2020 大会計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

(5) 予測結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地が位置するお台場海浜公園は、ビーチ等の水辺空間や広場のほか、お台場しおかぜコース及びお台場ランニングコースの一部が整備され、広場利用、散策、休息、ジョギング等の自然との触れ合い活動の場となっている。本計画は、東京 2020 大会の仮設施設の整備を行うものであり、大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場は維持される。

また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画を検討中であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力現状復旧（復植）を行うことを検討している。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場の改変は生じないと予測する。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

計画地が位置するお台場海浜公園については、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。

また、立候補ファイルで計画地内であった、お台場レインボー公園を地元に配慮して計画地から外している。

更に、お台場海浜公園や周辺の自然との触れ合い活動に影響が生じないように、工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

計画地及び周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等からマウントアップ形式や横断防止柵等により歩車分離が確保されている。

さらに、計画地及び周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も

含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。

9.1.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

・大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行う。

・計画地が位置するお台場海浜公園は、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じるため、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。

・仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画を検討中であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力現状復旧（復植）を行うことを検討している。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行う。

・工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。

・自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。

9.1.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況とした。

(2) 評価の結果

1) 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地が位置するお台場海浜公園は、ビーチ等の水辺空間や広場のほか、お台場しおかぜコース及びお台場ランニングコースの一部が整備され、広場利用、散策、休息、ジョギング等の自然との触れ合い活動の場となっている。本計画は、東京 2020 大会の仮設施設の整備を行うものであり、大会後には全ての仮設施設を撤去して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場は維持される。

また、仮設施設の配置に当たっては、仮設施設の設置箇所の調整等により極力樹木除去本数を減らす計画を検討中であり、樹木除去が必要な場合は、施設管理者と協議の上、大会後に極力現状復旧（復植）を行うことを検討している。移植が困難な樹木については、一時的に改変が生じるが、大会後には同等種の樹木を復植して原状回復を行うことから、自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。

以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場は維持され、評価の指標は満足するものと考える。

2) 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

計画地が位置するお台場海浜公園については、仮設施設整備の工事着手後から解体復旧工事が終了するまでの期間は、一定程度、公園内の利用制限が生じる。そのため、可能な限り公園が利用できるよう、段階的に工事を実施するとともに、大会後はできる限り速やかに原状回復を行い公園を開放し、極力自然との触れ合い活動への影響を低減する。

また、立候補ファイルで計画地内であった、お台場レインボー公園を地元に配慮して計画地から外している。

更に、お台場海浜公園や周辺の自然との触れ合い活動に影響が生じないように、工事の実施に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止により、大気汚染、騒音・振動の低減に努める。

以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標を満足するものと考える。

3) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

計画地及び周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等からマウントアップ形式や横断防止柵等により歩車分離が確保されている。

さらに、計画地及び周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、計画地の工事用車両の出入口には交通整理員を配置する。

以上のことから、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標を満足するものと考える。